

日之影町景観計画



平成24年4月
宮崎県日之影町

目次

1. 趣旨	1
2. 景観形成の基本理念	1
3. 景観計画の区域	3
4. 良好な景観の形成に関する方針	4
(1) 景観形成の基本方針	4
(2) 景観要素毎の配慮方針	5
5. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	8
6. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	16
7. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項	17
8. 景観重要公共施設の整備に関する事項	18
9. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	21
(資料)	
1. 日之影町色彩誘導の基準値(外壁色)	22
2. 日之影町色彩誘導の基準値(屋根色)	23

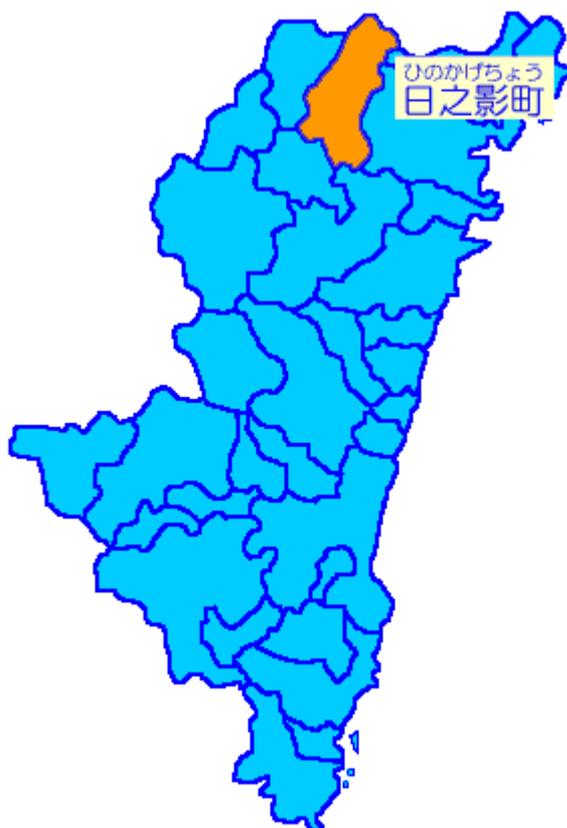
1. 趣旨

日之影町が積極的に景観まちづくりに取り組み、町民・事業者との協働により、その実現に向けて推進することを目的に、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく景観計画を以下のとおり定めます。

2. 景観形成の基本理念

日之影町は、宮崎県の最北部に位置し、東は綱の瀬川を隔て北方町・北川町、西は高千穂町、南は北郷村（美郷町）・諸塚村、北は大分県宇目町（佐伯市）・緒方町（豊後大野市）に接し、東西約9km、南北約30km、総面積は277.68km²です。

平成18年には全国で初めて「森林セラピー基地」に認定され、癒しを求めて県内外から多くの方が訪れています。



日之影町固有の景観特性

(1) 歴史・文化的景観特性

日本の棚田百選にも認定されている戸川地区は、日本一の高さを誇る石垣を有しており、平成15年には文化庁より「文化的景観地区」に選定されています。また、国登録有形文化財の英国館や国指定有形文化財の七折鍾乳洞、県指定無形民俗文化財の大人歌舞伎や深角団七踊りがあります。また、竹細工の名工が作り上げた竹細工は、日之影の生活文化を芸術的価値にまで高め、日之影の名を世界に広めることになりました。

このような素晴らしい文化財や伝統技術を確実に後世に引き継ぐことが重要です。

(2) 市街地景観特性

市街地としては、役場周辺の中央地区及び八戸地区の一部などがあります。中央地区は商業施設を多く有していますが、近年は空き店舗の増加等による景観の阻害などが懸念されています。今後は、空き店舗の有効活用も検討していきながら、賑わいのあるまちづくりを目指します。

(3) その他

日之影町らしさを醸し出している自然環境や、人々の営みや生業とともに育まれてきた農山村景観は町内全域に豊富に存在しており、その全てが大切に守り育てるべき存在です。

これらの日之影町固有の魅力を大切にし、古くからの伝統を守り、そこに住む人々によって先祖代々受け継がれてきた自然豊かな景観を、町民・事業者と行政の協働により保全・創出することを基本とします。

景観形成の基本理念

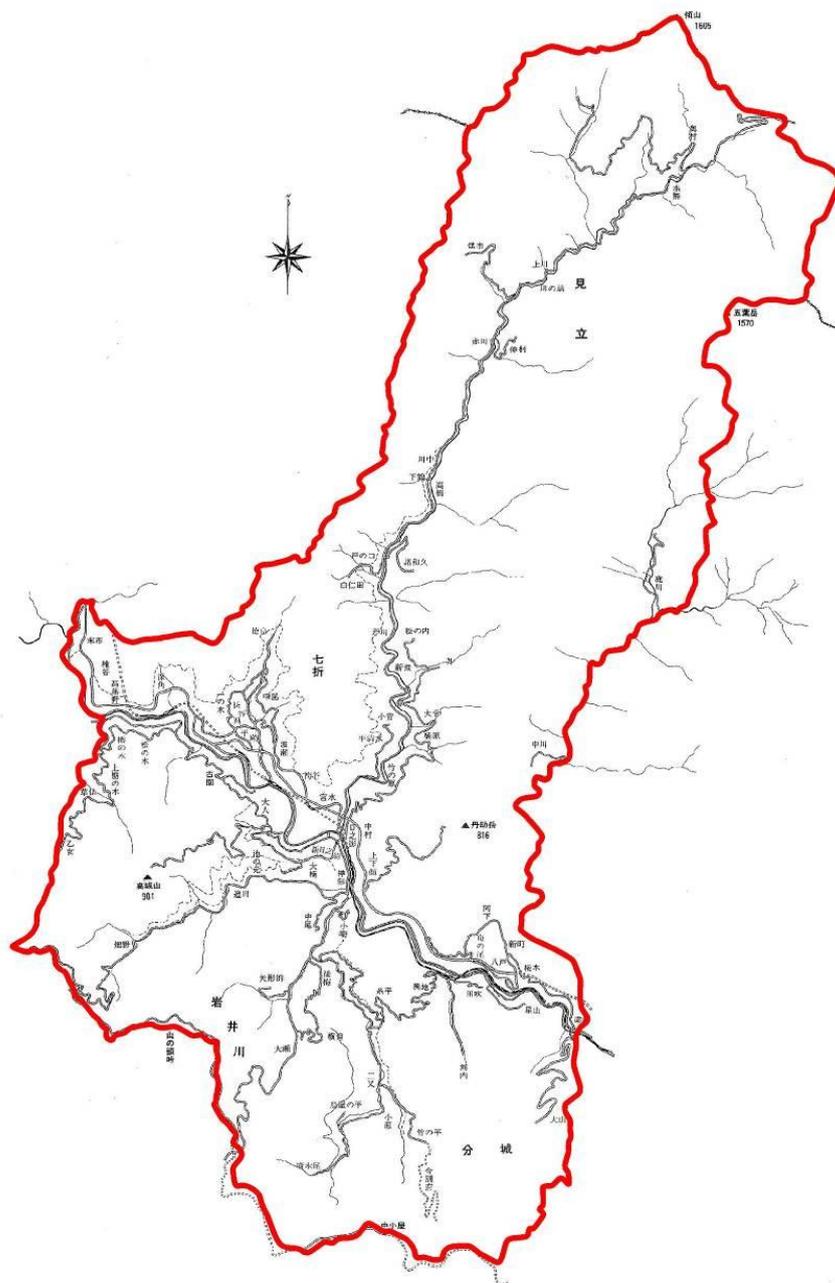
「自然と人々の暮らしが調和した癒しの景観づくり」

3. 景観計画の区域

(景観法第8条第2項第1号関係)

豊かな自然と調和した良好な景観形成を促進し、次世代に引き継いでいくため、景観法に基づく景観計画区域を日之影町全域に指定します。将来的には、必要に応じ重点地区を設定していくことも検討していきます。

◇日之影町景観計画区域図



4. 良好な景観の形成に関する方針

(景観法第8条第2項第2号関係)

景観形成に係る基本理念を踏まえ、本町における良好な景観の形成に関する方針を定めます。

良好な景観の形成に関する方針は、景観形成の基本方針のほか、景観要素毎の配慮方針によるものとします。

(1) 景観形成の基本方針

ア 町民・事業者と行政の協働による愛着と誇りを感じられる景観づくり

(ア) 町民・事業者と行政の協働による景観の形成

町民・事業者の景観形成に対する意識を高め、主体的な取り組みにつながるよう情報提供を行うとともに、行政との協働による景観形成を推進する。

(イ) 周辺環境と調和した町並み景観の形成

市街地や農山村集落など、地域の成り立ちを背景とした土地利用に調和した建物等の形態・色彩の誘導を行うとともに、無秩序な開発を抑制する。

(ウ) 生活に身近な自然環境の保全

農山村の原風景を大切にし、水と緑あふれる豊かな自然環境を保全するため、荒廃を抑制する取り組みとともに環境美化の活動を推進する。

イ 日之影の魅力を生かし、交流を促す景観づくり

(ア) 賑わいを感じられる景観の創出

市街地にふさわしい道路空間の整備に努めるとともに、建物等の形態・色彩の誘導を図る。また、道の駅「青雲橋」や日之影温泉駅などの交流拠点については、魅力ある景観整備を行う。

(イ) 地域の歴史を伝える史跡・伝統文化の保全

町内に散在する史跡や歴史的建造物等を保全するとともに、地域の個性を際立たせる伝統行事や文化の継承に努める。

(ウ) 自然景観を活かした景勝地の保全

傾山や見立溪谷などの景勝地において、工作物の設置を最小限にとどめるとともに、貴重な動植物や自然環境を保護する。

(2) 景観要素毎の配慮方針

景観を構成する公共施設、建築物や工作物、広告物など個々の要素は、それぞれが果たすべき機能を確保するとともに、違和感を与えることなく、周辺景観と調和のとれたものとする必要があります。

このため、景観を構成する主要な要素ごとに配慮の方針を定め、要素に応じたきめ細かな配慮を行うよう誘導を図ります。

ア 公共施設

〔基本的事項〕

公共施設は、日常的に様々な人々が利用し多くの人の目にふれやすいものであるため、その機能や役割に応じて、周辺景観と調和するように配慮するとともに、景観形成を先導するように努める。

また、地域の景観に影響を及ぼすような施設の整備にあたっては、計画・設計から施工・管理に至る各段階を通じて、関係機関や地域住民、利用者、専門家などと積極的に連携を図る。

〔個別事項〕

<道路>

・ 道路は安全・円滑な交通の確保とともに、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象づける重要な役割を担っている。

このため、道路の性格や地域の状況に応じて、自然環境への影響を最小限になるよう努めるとともに、道路付属物のデザインや色彩の工夫、歩行者への配慮、緑化の充実などを図り、地域の特性や周辺の景観との調和に努める。

<河川・水路>

・ 河川は地域の景観の骨格となり、うるおいとやすらぎを与えるなど重要な役割を担っている。また、1級河川の五ヶ瀬川や見立溪谷を貫流する日之影川は、全国でも有数のアユ、ヤマメの宝庫として知られている。

このため、必要な機能を確保しながら、川の働きによって形成された地形や多様な生物の生息環境の保全に努める。

<公共建築物>

・ 公共建築物は、地域のシンボルとしての役割を果たすとともに、民間建築物の景観形成において先導的役割を果たすものであることから、質の高い建築デザインに努め、地域の自然、歴史、文化等と調和した、地域に親しまれる施設となるよう整備を行う。

<その他>

・ 公共サインは、わかりやすい表示に努め、出来る限りデザインの統一を図る。

・ 法面や擁壁、砂防堰堤など、防災安全等の機能を第一とする施設であっても、景観を構成する重要な要素であることを踏まえ、周辺の景観との調和に努める。

イ 建築物や工作物

〔基本的事項〕

建築物や工作物を設置するには、施設の性格や地域の特性に応じて、周囲の景観に調和するように努める。

〔個別事項〕

① 本町の景観の向上に関する配慮

- ・ 本町の歴史的な景観、町民の多くが愛着を持っている景観の周辺地区においては、その特徴を壊すことのないように、形態、意匠に十分配慮する。
- ・ 開放された景観を持つ場所においては、周囲からの眺望を妨げないように、形態、意匠に十分配慮する。

② 地域特性に対する配慮

- ・ 市街地など周辺に建築物が連続する場所では、建築物の高さ、外壁の位置、屋外広告物などに配慮し、周囲の町並みとの調和を図る。
- ・ 農山村集落では、建築物の高さや敷地外周部の緑化などに配慮し、周囲との調和や落ち着いたある農山村景観の保全・創出に努める。

③ 建築本体に関する配慮

<建築物の配置・規模>

- ・ 周囲の建築物と調和が得られやすい規模とし、一体感のある町並みを形成するように努める。
- ・ 良好な眺望が得られる場所では、道路や眺望点などから見て、眺望の妨げとならないような配置や規模とする。

<建築物の形態・意匠>

- ・ 周囲の景観との調和に配慮するとともに、建築物全体として統一感のあるデザインとする。
- ・ 大規模な建築物については圧迫感や単調さの軽減に配慮したデザインとする。

<建築物の色彩>

- ・ 周囲の景観との調和が得られる色彩とする。

<建築物の設備>

- ・ 配水管、空調用ダクト等の設備配管、配線は出来る限り外壁面に露出しないように努める。また、やむを得ず露出する場合は外壁の色彩と揃えるなど建築物本体との一体化に努める。

<建築物の外構及び付属施設等>

- ・ 屋外の駐車場、駐輪場等は町並みの連続性や雰囲気壊さないように配慮するとともに、植栽等による修景緑化に努める。
- ・ 付属施設（給水室、機械室、ゴミ置場、倉庫等）や柵、門、塀等は建築物本体や町並みと調和するように配慮する。

④ 工作物等に関する配慮

<工作物の配置>

・ 自然景観を背景に設置される工作物等については、周辺の緑化などによる修景に努める。

<工作物の形態・意匠>

・ 工作物等の色彩、前面のデザイン等については、周囲の町並みとの調和に配慮する。

(3) 広告物

〔基本的事項〕

屋外に表示されている広告物は、日常生活に対して大きな役割を果たしているが、景観に対する影響が大きくなりやすいため、周辺景観との調和に十分配慮する。

〔個別事項〕

① 地域特性に対する配慮

・ 市街地など周辺に建築物が連続する場所では、通りでの統一した考え方に基づくデザインを採用することなどにより、調和のとれた町並みの形成に努める。
・ 周囲に田園や山並み・緑地などが広がる場所では、広告物の規模に配慮するとともに、自然豊かな景観や伸びやかな眺望を損ねることのないような色彩・デザインに努める。

② 個々の広告物に関する配慮

<規模>

・ 周辺の景観と不調和な規模とならないよう表示面積は必要最小限に留め、のぼり旗などについては必要最小限の本数に留めるよう努める。

<配置>

・ 空や山並みに配慮し極力低層部に設置し、建築物の敷地内に収めるよう努める。
・ 景観上重要な地域では、地域イメージを損なわないような配置に配慮する。

<形態>

・ 複数の広告物はできるだけ集約するとともに、同一建築物の広告物は上下階で、出幅、大きさ等をそろえる。

<色彩>

・ 地色について、高彩度の色彩を避けるとともに、配色についても多色使いは避けるよう努める。

<意匠>

・ 建築物のデザイン、素材等との調和を図るとともに、建築物のデザインを損なうような広告は控える。

5. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第3号関係）

景観形成のための行為の制限に関する事項では、届出対象行為と届出を要する規模、届出対象行為ごとの行為の制限（景観形成基準）を定めます。

① 届出の対象となる行為

○以下のいずれかに該当する規模の建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行おうとする場合は、町長への届出を必要とします。

建 築 物	
○ 新築、増築、改築、移転	
行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの	
○ 外観の変更	
変更する面積の合計が10㎡を超えるもの	

※地下に設ける建築物の建築等については、適用を除外する。

工 作 物	
煙突・排気塔	地上高6m以上
送電用鉄塔、電波塔、その他これらに類するもの	地上高15m以上
R C柱・鉄柱・木柱、その他これらに類するもの	
装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの	地上高4m 以上
高架水槽、冷却塔、物見塔、サイロ、その他これらに類するもの	地上高8m以上
石油・ガスタンク	
擁壁	地上高5m以上

※地下に設ける工作物の建築等又は仮設の工作物の建設等については、適用を除外する。

○以下のいずれかに該当する行為を行おうとする場合は、町長への届出を必要とします。

開 発 行 為
都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為で開発面積が500㎡以上のもの

土 地 の 形 質 の 変 更
次に掲げるもの以外の土地の区画形質の変更
(1) 変更に係る面積が500㎡以下で、かつ高さ1.5mを超える法を生じないもの
(2) 農林業を営むためのもの（土地の開墾、水面埋立、宅地造成を除く。）
(3) 土地改良法による土地改良事業

木竹の伐採

次に掲げるもの以外の木竹の伐採

- (1) 果樹その他農林業用に栽培・植栽・植林したもの
- (2) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われるもの
- (3) 枯損したもの又は危険なもの
- (4) 自家の生活の用に充てるために必要なもの
- (5) 仮植したもの
- (6) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となるもの

屋外における物品の集積又は貯蔵

次に掲げるもの以外の屋外における物品の集積又は貯蔵

- (1) 高さが1.5m以下かつ水平投影面積100㎡以下のもの
- (2) 道路から見通すことのできない場所のもの
- (3) 使用期間が90日以内のもの

② 行為の制限

町内全域における行為の制限を以下のとおり定めます。

◇建築物や工作物に関する制限

行為の制限																	
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	○建築物の外壁の基調色（主に用いられる色彩）は、次の基準により制限を行うこととする。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th colspan="2">R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td>7以上の場合</td> <td>7未満の場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>彩度 (基準値)</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> <td>2以下 (無彩色を含む)</td> </tr> <tr> <td>彩度 (推奨値)</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)		その他の色相	明度	7以上の場合	7未満の場合	—	彩度 (基準値)	4以下	6以下	2以下 (無彩色を含む)	彩度 (推奨値)	—	4以下	—
	色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)		その他の色相													
	明度	7以上の場合	7未満の場合	—													
	彩度 (基準値)	4以下	6以下	2以下 (無彩色を含む)													
彩度 (推奨値)	—	4以下	—														
※表中の色相及び彩度は、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。																	
※表面に着色を施していない木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。																	
※寺社・仏閣ならびに景観向上に大きく寄与するとして町長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。																	
○壁面には、努めて自然材料を多用して、周辺景観と調和した落ち着いたものとするよう配慮する。																	

行 為 の 制 限																
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<p>○建築物の屋根色は、次の基準により制限を行うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td>7以下</td> <td>7以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4以下</td> <td>2以下 (無彩色を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の色相及び彩度は、日本工業規格Z8721(マンセル表色系)に基づくものとする。 ※屋根材に日本瓦(いぶし瓦)及び銅板を用いる場合については、本基準の適用を除外する。 ※寺社・仏閣ならびに景観向上に大きく寄与するとして町長が特別に認めたものについては、本基準の適用を除外する。</p> <p>○屋根は、原則として切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とする。</p> <p>○支障木の伐採は必要最小限とし、道路側の木は極力残すものとする。</p> <p>○主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>○山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>○自動販売機類は、町並みと調和するよう色彩や位置に配慮すること。</p>	色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	その他の色相	明度	7以下	7以下	彩度	4以下	2以下 (無彩色を含む)						
	色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	その他の色相													
明度	7以下	7以下														
彩度	4以下	2以下 (無彩色を含む)														
<p>○工作物の外壁の基調色(主に用いられる色彩)は、次の基準により制限を行うこととする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th colspan="2">R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td>7以上の場合</td> <td>7未満の場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>彩度 (基準値)</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> <td>2以下 (無彩色を含む)</td> </tr> <tr> <td>彩度 (推奨値)</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>○高さは設置目的の範囲内で、できるだけ低くすること。</p> <p>○形状は努めて簡素なものとし、周辺の景観に調和するよう配慮すること。</p> <p>○擁壁については、自然石、自然石を模したブロックその他景観に配慮した工法を用いること。</p>	色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)		その他の色相	明度	7以上の場合	7未満の場合	—	彩度 (基準値)	4以下	6以下	2以下 (無彩色を含む)	彩度 (推奨値)	—	4以下	—
色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)		その他の色相													
明度	7以上の場合	7未満の場合	—													
彩度 (基準値)	4以下	6以下	2以下 (無彩色を含む)													
彩度 (推奨値)	—	4以下	—													
<p>工作物の新築、改築、移転又は外観の変更 (鉄塔、電波塔、その他これらに類するものを除く。)</p>																

	行為の制限
送電用鉄塔、電波塔、その他これらに類するものの新築、改築、移転又は外観の変更	<p>○携帯電話用鉄塔にあつては、他事業者の鉄塔との共同化に努めること。やむを得ず新設する場合は、将来、他事業者からの要請に応じて、共同化の対応が可能な構造となるよう配慮すること。</p> <p>○設置場所は極力、周囲から見えにくい位置を選定すること。</p> <p>○色彩については、背景となる空に溶け込むよう、溶融亜鉛メッキ色（マンセル値N =7.0程度 低光沢処理）を標準とする。</p> <p>塗装する場合は、彩度を抑えるとともに明度の高い色彩（明色）とすること。（アイボリー、ページユなど）</p> <p>但し、背景の大部分が樹林地となるような場合は、明度の低い色彩（マンセル値10Y R2.0/1.0程度）に塗装するか溶融亜鉛メッキ色（マンセル値N=4.5程度）の施工に努めること。</p> <p>○鉄塔の基礎部分や設備機器類を遮蔽するため、生垣の設置に努めること。また、生垣は可能な限り、フェンスの外側に設置するよう配慮すること。（周囲から機器類等が見えない場所で、今後も将来に亘り周辺の状況に変化がないと想定される場合を除く。）</p> <p>○安全管理上、生垣による遮蔽が難しい場合、フェンスの色彩は茶系で低明度（マンセル値10Y R2.0/1.0程度）のものとする。</p>

◇開発行為等に関する制限

	行為の制限
開発行為 土地の形質の変更	<p>○造成を伴う土地の形質の変更は、最小限とし周囲は必要に応じて周囲に高木又は中低木を植栽するなど、十分な緑化を行うこと。</p> <p>○擁壁等を伴う法面については、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化に努めること。</p> <p>○擁壁については、自然石、自然石を模したブロックその他景観に配慮した工法を用いること。</p>
木竹の植栽又は伐採	<p>○植栽にあつては、地域性を考慮した樹種の選定等に努めること。</p> <p>○道路に面する部分では出来る限り伐採を避けるよう努めること。</p> <p>○宅地への形質変更の場合、既存樹木の伐採は必要最小限のものとする。</p>
屋外における物品の集積又は貯蔵	<p>○道路境界線からできるだけ後退させ、進入路は必要最小限のものとする。</p> <p>○集積の高さをできるだけ低いものとし、道路から見えないように配慮すること。</p> <p>○敷地の周辺には、必要に応じて常緑の高木、中木を植栽し、修景に努めること。</p>

■街道に建つ推奨建物（住宅・商店等）例

街道に沿って建つ建物は、建築物の高さ・色使い・素材等に配慮し、周囲の町並みとの調和を図るほか、商店等も含まれるため、人に優しい賑わいのある通りになるよう努める。



・ 道路と建物の間

道路いっぱいには建築する事を避け、植栽等で少しゆとりをつくり、商店等の場合は商店の表情や個性を、また通り全体の一体感を醸し出す空間とする。

・ 建物の部分

外壁 華やかなデザイン・色使いは避け、日之影らしい自然な風合いの仕上げとする。特に1階部分は人の目に最も入る部分であるため、壁や出入口等は人に優しい配慮の構造や素材・仕上げとする。

庇 通りに優しさを感じさせるよう、1階にも庇を設ける。

窓 黒又は茶色（ブロンズ）とし、格子等は木格子の風合いとする。

屋根 勾配屋根で、日本瓦等落ち着いた素材または色使いのものとし、隣家との調和を図る。

照明 夜の町の表情を意識しつつ、安全を確保するため、通りに沿った玄関や植え込み等には照明設置等の配慮を行う。

看板 商店等の場合、通りの商店で申し合わせ、素材やデザイン等の調和を図る。

その他 電気のメーターや空調の屋外機等は木格子等で囲う等、また販売機等は色彩や建物の一部に取り込む等の配慮を行う。

■川沿いに建つ推奨建物（住宅・商店等）例

川沿いに沿って建つ建物の河岸側は、川側からよく見え自然景観の一部になる建物であることを意識するよう心がけ、建築物の高さ・色使い・素材等に配慮し、周囲の町並みとの調和を図る。



・ 擁壁

擁壁等は、無機質な表情ではなく、石肌の仕上げや植栽等により河岸にふさわしい景観配慮を行う。

・ 建物の部分

外壁 華美なデザイン・色使いは避け、日之影らしい自然な風合いの仕上げとする。

ベランダ等 木製にする等派手な色使いの物は避けましょう。また、物干しに多く使われる部分では、手摺格子の一部を少し高めにする等、洗濯物が見えにくくする等の配慮を行う。

窓 黒又は茶色（ブロンズ）とし、格子等は木格子の風合いとする。

屋根 勾配屋根で、日本瓦等落ち着いた素材または色使いのものとし、隣家との調和を図る。

その他 空調の屋外機等は木格子等で囲う等の配慮を行う。

■山里に建つ推奨建物（住宅等）例

自然溢れる場所に建つ建物は、色使い等、特に自然景観を損なうことの無いよう努める。



・ 道路と建物の間

外構の塀等は、日之影らしいの石積みの風合いや生け垣等とする。

・ 建物の部分

外壁 華美なデザイン・色使いは避け、日之影らしい自然な風合いの仕上げとする。

窓 黒又は茶色（ブロンズ）とし、格子等は木格子の風合いとする。

屋根 勾配屋根で、日本瓦等落ち着いた素材または色使いのものとする。

6. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号関係）

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）または樹木について指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

本町では、多くの町民に親しまれている建造物や樹木のうち、道路その他の公共の場所から容易に眺められるものを対象として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。

◇景観重要建造物の指定の方針

- 優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、景観形成を図る上で重要なもの
- 地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの
- 眺望の目標物であるなど、地域の景観形成を図る上で重要な位置にあるもの

◇景観重要樹木の指定の方針

- 樹木の姿や形が特徴的であり、地域のシンボルとなっているもの
- 本町の良好な自然環境を維持するために必要と認められるもの
- 地域の自然や歴史、文化、くらしなどと密接に関わり、地域に親しまれているもの

7. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第5号関係)

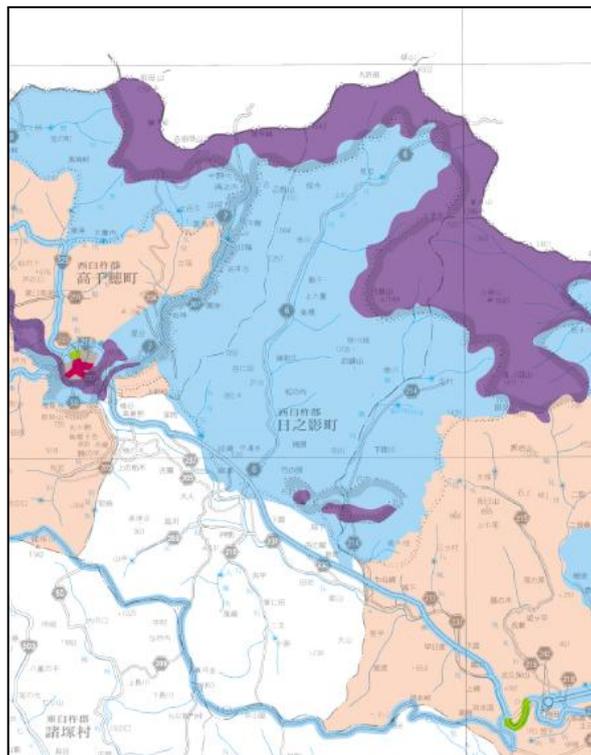
屋外広告物は、商業活動における情報提供、各施設への案内等を目的として表示又は掲出されるため、人々の目に触れやすく景観づくりに大きな影響を与えるものでもあることから、日之影町の自然景観や農山村景観に配慮した表示・掲出に努めることも重要です。

本町の屋外広告物に関しては、県の屋外広告物条例が適用されており、宮崎県が主体となって表示方法等の規制に取り組んでいます。

本町においては、祖母傾国定公園の区域が第1種禁止地域等に、祖母傾県立自然公園の区域及び国道218号沿線が第2種禁止地域等に指定されており、広告物の表示又は掲出が原則できない区域が大部分を占めています。

また、これらの禁止地域においても表示又は掲出することができる広告物がありますが、その大きさ等についても制限があり、その内容は比較的厳しくなっています。

そのため、屋外広告物については県の条例に基づいた取組みを継続し、今後、町独自の取組みが必要になった場合、景観法に基づき屋外広告物の表示及び掲出に関する事項を定めることとします。



宮崎県屋外広告物条例に基づく規制概要図

凡 例	
第1種禁止地域等	
第2種禁止地域等	

8. 景観重要公共施設の整備に関する事項 (景観法第8条第2項第5号関係)

景観重要公共施設は、道路や河川、都市公園などのうち、景観形成のための取り組みを周辺と一体的に行うことが期待されるものについて、地域の景観形成上重要な公共施設として、管理者の同意の上、景観計画に位置づけるものです。

本町では、次の基準のいずれかに該当するものを、管理者等との協議により「景観形成重点公共施設」として指定します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 本町の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設。② 景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設。③ 地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設。④ 当該公共施設を整備することにより、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できるもの。⑤ 大規模かつ重要な公共施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与えるもの。⑥ その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設。 |
|--|

本町では、上記の指定基準に基づき、以下の公共施設を景観重要施設として指定します。

(1) 景観重要公共施設

道 路
<ul style="list-style-type: none">① 国道218号② 県道③ 1級町道及び2級町道
河 川
<ul style="list-style-type: none">① 五ヶ瀬川② 日之影川③ 綱の瀬川④ 秋元川

(2) 整備に関する事項

景観重要公共施設については今後、周辺の景観に十分配慮し、次のとおり整備を行います。

◇道路に関する事項

整備に関する事項									
基本方針	<p>○道路は、沿道の建築物や土地利用と一体となって地域の景観を印象付ける重要な役割を担っていることから、地域特性や周辺景観に調和した道路景観整備に努める。</p> <p>○道路景観は様々な要素の組み合わせにより形成されていることから、個々の要素の整備の際には、華美な装飾を避け、他の要素と調和したデザイン及び色彩とし、一体的な景観の形成に努める。</p> <p>○道路として求められる機能の本質を認識し、機能と景観の両面において質の高い整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。</p>								
緑化	<p>○可能な限り街路樹や植栽帯を設置し、周辺景観や幅員構成に応じた樹種の選定に努める。</p> <p>○法面は、交通安全上、防災上等やむを得ない場合を除き、緑化に努める。</p>								
舗装	<p>○道路特性や地域特性に配慮したデザイン、色彩及び素材とし、町並みや沿道景観と一体となった整備を行う。</p> <p>○舗装に着色を施す場合の基調色は以下のとおりとする。やむを得ない場合は、周辺景観と調和した色彩とし、必要最小限の規模に抑えるなど配慮を行う。</p> <table border="1" data-bbox="454 1205 1311 1301"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>彩度6以下</td> <td>彩度5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：表中の色相及び彩度については、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p> <p>○交通安全上の着色は、周辺景観を損なうことのないよう必要最小限とし、むやみに多用しないようにする。</p>	色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	その他の色相	基準値	彩度6以下	彩度5以下		
色相	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	その他の色相							
基準値	彩度6以下	彩度5以下							
防護柵	<p>○道路特性や周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努める。</p> <p>○防護柵に使用できる色彩は、以下に示す色彩の中から、地域の特性に応じた適切な色彩を選定するように努める。</p> <p style="text-align: center;">鋼製防護柵において基本とする色彩の標準マンセル値</p> <table border="1" data-bbox="454 1720 1311 1906"> <thead> <tr> <th>基本色名称</th> <th>標準マンセル値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダークブラウン（こげ茶色）</td> <td>10Y R2.0/1.0程度</td> </tr> <tr> <td>グレーベージュ（薄灰茶色）</td> <td>10Y R6.0/1.0程度</td> </tr> <tr> <td>ダークグレー（濃灰色）</td> <td>10Y R3.0/0.2程度</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の色相及び彩度については、日本工業規格Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。</p>	基本色名称	標準マンセル値	ダークブラウン（こげ茶色）	10Y R2.0/1.0程度	グレーベージュ（薄灰茶色）	10Y R6.0/1.0程度	ダークグレー（濃灰色）	10Y R3.0/0.2程度
基本色名称	標準マンセル値								
ダークブラウン（こげ茶色）	10Y R2.0/1.0程度								
グレーベージュ（薄灰茶色）	10Y R6.0/1.0程度								
ダークグレー（濃灰色）	10Y R3.0/0.2程度								

	整備に関する事項
落石防護柵	○道路特性や周辺景観と調和したデザイン及び色彩とし、連続性及び統一性の確保に努める。
橋梁	○地域特性及び周辺景観に配慮したデザイン、色彩及び構造形式とする。
擁壁	○できる限り巨大、長大にならないよう配慮する。やむを得ない場合は、緑化や形態等の工夫により圧迫感の軽減や、石材を積極的に活用するなど周辺景観との調和に努める。
その他	○標識類、照明類等の道路付属物は、周辺景観と調和したデザイン、色彩及び規模とし、輻輳しないように配置する。

◇河川における事項

	整備に関する事項
基本方針	○河川は、地域の景観の骨格を形成し、水辺空間や豊かな自然を提供していることから、地域特性や周辺景観に応じた整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。
護岸	○防災上等やむを得ない場合を除き、石材を積極的に活用するなど周辺景観との調和に努める。
水門	○周辺景観と調和した色彩及び形態とする。

9. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項（景観法第8条第2項第5号関係）

日之影町は、宮崎県の5大河川である五ヶ瀬川が町の東西を貫流し、その支流の日之影川が、町の北部を東西に二分して流れているほか、大小20余りの谷川がこれらの二つの河川に流れ込んでいます。

こうした自然特性を背景に、農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などとともに形成された山間地特有の農村景観を保全していくため、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項を以下のとおり定めます。

◇景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

○五ヶ瀬川やその支流の沿岸に形成される棚田の風景など、山間地特有の農村景観が形成されている地域を保全すべき区域とし、農業生産環境との調和を図りながら、水路や畦道の修景を行います。

○耕作放棄による景観の悪化を防止するため、景観作物の栽培等を行うと共に、農地の維持保全のための住民組織づくりを行います。

○良好な景観を有する農村集落について、建物や工作物の形態・意匠の基準を定め、農村集落らしい景観の保全を図ります。